

第1266号

AFN-1266

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2019年 5/13 (月)

『節税保険の取扱い統一へ 法人税基本通達改正でパブコメ』

国税庁はこのほど、「法人税基本通達の制定について」ほか1件の一部改正(案)等に対するパブリックコメントの実施を発表した。保険会社各社の商品設計の多様化・長寿命化により保険料に含まれる前払い部分の割合が変化していること等を背景としたもの。改正案では、第三分野保険の保険料は危険保険料及び付加保険料のみからなり、その構成は定期保険と同様と認められるため従前の定期保険の取扱いと統一し、前払い部分の保険料が相当多額と認められる場合を除き、期間の経過に応じて損金の額に算入することとなっている。

前払い部分が相当多額と認められる場合については、法人が、自己を契約者、役人又は使用人等を被保険者として、保険期間が3年以上で最高解約返戻率が50%超の定期保険又は第三分野保険に加入したときは、その支払った保険料の額は最高解約返戻率に応じて取り扱う。最高解約返戻率が85%以下の商品は、各商品の実態に応じて支払い保険料の額に一定割合を乗じた金額を一律の期間、資産計上する。前払い部分が極めて多額となる、最高解約返戻率が85%超の商品は、資産計上額の累積額が前払部分の保険料の累積額と近似するよう、最高解約返戻率に応じて、より高い割合で資産計上することとなる。



『雇用形態の不合理な待遇差解消 点検・検討マニュアルを公表』

厚生労働省は、働き方改革関連法により2020年4月(中小企業は21年4月)から正社員とパートタイム・有期雇用・派遣労働者間の不合理な待遇差が禁止されることをふまえ、待遇差解消のための点検・検討マニュアルをHPで公表した。

パートタイム・有期雇用労働者等の数又は割合が高い業界(スーパーマーケット業、食品製造業、印刷業、自動車部品製造業、生活衛生業、福祉業、労働者派遣業)について、企業が円滑に取組みを進めることができるよう、業界別にマニュアルを作成している。また、上記7業界に加え「業界共通編」も公開している。本マニュアルは、企業が円滑に取組を進めることができるよう同一労働同一賃金に向けて具体例を示しながら、各種手当、福利厚生、教育訓練、賞与、基本給についての考え方や、具体的な点検・検討手順を詳細に解説している。雇用形態に関わらない公正な待遇の実現は、すべての労働者が能力を發揮しながら長期にわたって活躍できる環境を整備することとなり、結果として求職者から魅力ある職場として評価され採用につなげることができる。また、公正な評価は労働者のモチベーションアップに直結する。その結果、職場の労働生産性の向上が期待されている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com